

くらしき 農業委員会 だより

第 1 4 号

平成 1 4 年 3 月

発行 倉敷市農業委員会
編集 倉敷市農業委員会事務局
☎ (086) 426-3895



▲ ニューピオーネの加温ハウス栽培（玉島長尾 岡田弘希農業委員）

主 な 記 事

	頁
会長・農地部会長並びに学識経験者委員の紹介……………	2
農業委員の改選が近づく……………	2
標準小作料の改訂について……………	2
小作地について……………	2
田や畑などを宅地や駐車場に使うとき……………	2
新農業者年金制度スタート……………	3
相続税・贈与税納税猶予制度（耕作していますか）……………	3
農地の移動状況……………	3
農政部会開催状況報告……………	4
くらしきの農業……………	4
お知らせ……………	4

会長・農地部会長 並びに 学識経験者委員の紹介

農業委員の任期の満了が近づいていますが、農業委員会会長は、昨年の六月二十七日吉田吟之介会長の辞任に伴い、また、農地部会長は、一昨年の十月二十四日大橋勲農地部会長の逝去により、昨年の六月に開催された農業委員会総会において選ばれ就任されています。大変遅くなりましたが本号で紹介いたします。

また、学識経験者の委員のうち、くらしき東農業協同組合並びに倉敷市農業協同組合から推薦されている農業委員が農協役員の改選により、後任の方が農業委員として活躍されていますので紹介いたします。



会長
三宅通
(農地部会 所属)
連島町連島一五三〇
倉敷南農業協同組合推薦

農地部会長

岡田弘希
(農地部会 所属)
玉島長尾一七八〇

小野一郎
(農政部会 所属)
中庄二九五二
くらしき東農業協同組合推薦

山本堅一郎
(農政部会 所属)
田ノ上一一九
倉敷市農業協同組合推薦

農業委員の 改選が近づく

選挙によって選ばれた農業委員の任期が、平成十四年四月二十一日で満了します。農業委員会委員の一般選挙が次のとおり行われます。

○立候補届出期日
平成十四年四月十日
(水曜日)

午前8時30分から
午後5時まで
倉敷市選挙管理委員会事務局が立候補受付場所です。

○投票日
平成十四年四月十七日
(水曜日)

午前7時から
午後6時まで
投票のできる人は、平成十四年三月三十一日確定の農業委員会委員選挙人名簿に名前がのっている人です。

※※※
投票が行われる選挙区の有権者の方には、四月十二日頃選挙管理委員会から投票所入場券が発送される予定です。

※※※
なお、くわしくは倉敷市選挙管理委員会事務局
電話 42613875
へお問い合わせください。

明日の農業・農村も拓く **全農図書** 申込みは農業委員会へ

標準小作料の 改訂について

標準小作料が左の表のとおり改訂になりました。

作目については、田は、水稲単作として、また、畑は、一般普通畑です。

ご承知のとおり、農地の小作料は、貸し手と借り手が話し合いにより、決めるのが原則ですが、その目安です。

この標準小作料は十四年分から適用されます。

地区名	倉敷	児島	玉島	庄	茶屋町	
農地区分	田	19,700	18,800	18,600	20,500	21,500
	畑	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

※単位…10アール当たり/円

平成14年4月1日から適用
*この標準額は3年に1度、見直します。

小作地について

小作関係と一言で言っても現在では、色々な形態があります。

農地解放以前からの小作、その後、許可を受けた小作、権利の付かない貸し借りの、農用地利用集積によるもの、また、賃借料いわゆる小作料の授受のある小作、無償での貸し借りと様々な形態がありますが、どのような貸し借りでもそれぞれ解約をしたら、農業委員会へ手続きが必要な場合が多くあります。

何か、分からないことがありましたら、農業委員会に相談してください。

田や畑などを宅地や 駐車場に使うとき

このように、農地を農地以外にする時は、農地法による許可若しくは、届出が必要です。あらかじめそれぞれの手続きをして利用しましょう。

市街化調整区域では、農振の農用地であるとか、開発行為の許可が必要な場合がありますので、特に注意してください。

農地転用をしようとする場合には、農業委員会に相談してください。

全国農業新聞 購読料一ヶ月六〇〇円 週一回(金曜日)発行

平成十四年一月一日 新農業者年金制度スタート

昨年の国会で可決された新しい農業者年金制度が、スタートしました。新しい制度は、積立方式が採用され、加入者数などに影響されにくい長期的に安定した制度です。

【新しい制度はこうなります】

農業に従事する方は、広く加入できます

農業に年間60日以上従事する60歳未満で、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義が無くても、誰でも加入できます。

新しい制度は積立方式です

納めた保険料とその運用益が、将来あなたの受給する年金の原資となります。これまでの賦課方式（加入者の世代が受給者の世代を支える仕組み）と異なり、加入者・受給者数などの影響を受けにくい、長期的に安定した制度になります。

保険料には、通常保険料と特例保険料があります

通常保険料（政策支援を受けない方が納付する保険料）
月額20,000円を下限とし、1,000円刻みで、67,000円まで増額することができます。
特例保険料（政策支援を受ける方が納付する保険料）
国の助成額を除いた額（月額20,000円-助成額）です。

〔税金の確定申告の時〕
納めた保険料は、全額社会保険料控除を受けられます。

《加入のお勧め》

加入の道が広く改善されました
この機会に加入をご検討下さい。

お問い合わせは農業委員会またはJAへ！

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ

《相続税納税猶予制度》

この制度は、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を越える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続、農業後継に対する生前一括贈与があるまでの間、または、相続の申告期限（死亡の日より十ヶ月以内）から、原則として二十年を経過するまでの間、その農地等で農業を継続した場合には、猶予税額の納税を免除するという制度です。

《贈与税納税猶予制度》

この制度は、農地の細分化防止、及び農業後継者育成を税制の面で助成することをねらいとして、昭和三十九年度の税制改正により創設されたものです。

この制度の適用を受けるためには、贈与者が経営している農地を全て推定相続人の一人に贈与しなければなりません。

また、贈与を行う場合は、あらかじめ農業委員会で農地法三条の許可を受けなければなりません。

納税猶予の特例適用の農地を耕作していますか

相続税・贈与税の納税猶予の特例を受けられている相続人・受贈者は、相続・贈与を受けた農地等において、農業経営を継続することが要件とされています。

もし、相続人・受贈者が納税猶予を受けた農地を売ったり、貸したり、転用したり、農業経営を廃止した場合などは、猶予税額の全部または一部を利子税とあわせて納税することになり、当初納めるべき税金より多くの税金を納めなければならなりませんので、納税猶予を受けた農地については、必ず耕作（保全管理も可）してください。

また、これから納税猶予の特例を受けようとお考えの方は、こういった要件等もよく考慮に入れて納税猶予をお考えください。

なお、それぞれの納税猶予の証明願が出された農地等については、農業委員、農業委員会事務局職員が立ち入り調査をします。

更に、税務署の調査は別に行います。

お問い合わせは農業委員会へ

農地の移動状況

最近五年間の農地法に基づく手続きをした件数及び面積です。

年次別農地移動状況

(面積単位：アール)

種別	第3条		第4条		第5条		第20条	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
9	380	4,174	385	1,912	835	4,822	100	943
10	339	3,264	402	2,085	670	3,422	98	803
11	299	2,918	349	1,985	738	4,196	76	671
12	276	2,991	302	1,719	585	2,802	57	523
13	239	2,520	271	1,585	577	2,950	68	670

全農図書 刊行一覧のお問い合わせは農業委員会へ

農政部会開催

今年の二月二十一日に農政部会が開催されました。昨年の農業関係の大きなニュースの内、セーフガードに
関係し、中国・韓国の農業事情について、県倉敷農業改良普及センターの岡所長を講師に熱心に勉強し、また、BSE（牛海綿状脳症）いわゆる狂牛病について、県倉敷地方振興局農林水産事業部から獣医である多田課長補佐を講師にBSEの正しい知識・岡山県の取り組みについてお話を聞き知識を深めました。

現在の大不況のなか農業者を直撃する様なことばかりです。特に、BSE（狂牛病）に関連し、生産地の偽った表示等、いずれも、一生懸命生産した農業者の気持ちを踏みにじるもので、農業所得にも大きく影響しています。

今後、このようなことが無
いように願うばかりです。



向って右が、BSE対策の耳標

右の写真は、玉島の弥高山で酪農をしている山下博之さんの牛舎で撮影しました。狂牛病対策で、両方の耳に標識を付けた子牛です。このように小さな頃から管理されるのです。

《くらしきの農業》



庄地区のい草栽培のほ場です。山陽本線沿線の北側の農地で栽培されています。昭和四十年代前半までは、岡山県の特産として、全国の生産量を誇っていました。作業のつらさ、い草のにおいなど、皆さんも色々と思いがあると思っています。



弥高山の耕種農地と養鶏の鶏舎です。



玉島・弥高山の乳牛です。子牛と同様に耳標がちゃんと付けられています。



玉島尻尾のスイートピー栽培ハウス 今、花盛りです。



茶屋町のビール麦栽培の農地です。初夏には心地よい麦のわらにおいがします。



菅生地区の集団優良農地です。稲の作付けを待っています。



玉島黒崎・沙美の菜の花畑です。一面真黄色で一足早い春満開です。

【表紙の写真】

岡田農地部会長の栽培しているニューピオーネの加温ハウス内です。ハウス内は、初夏のような気温で、すでに新芽が勢いよく伸びています。作付け面積は、ニューピオーネを主体に百三十一アールのブドウ栽培をしています。後継者の秀樹さんは、昨年ニューピオーネで岡山県知事賞を受賞し、栽培技術はすでに父親をしのぐほど成長し、

各地で栽培技術の発表をしているとのこと。倉敷の農業を担う後継者で今後の活躍が楽しみです。

全国農業新聞

を読みましょう!!

最新の技術・知識・現在の農業情報がいち早くわかります。

- 週1回（金曜日）発行
- 購読料 1ヶ月600円
- 申込先 農業委員会 または地区農業委員会へ

《お知らせ》

農業委員会事務局の電話は左記のとおりです。

本庁の事務局は、昨年の3月に2階から6階に移転していますので、ご注意ください。

なお、水島支所には、事務局はありませんので、お手数ですが、本庁へお願いします。

本庁 高層棟 6階

☎ 42613895

児島支所 4階 児島駐在

☎ 47314374

玉島支所 2階 玉島駐在

☎ 52218126

庄支所 産業建設係

☎ 46211212

茶屋町支所 産業建設係

☎ 42810001

【編集後記】

「くらしき農業委員会だより」第十四号をお届けします。

ここ数年、三月に本紙を発行していますが、次回号は、

農業委員の改選があるので、

決まりましたら早い時期に、

農家の皆様にお知らせしたい

と考えています。

また、限られた紙面ですが

少しでもよい情報をお届けし

たいと心掛けています。

なお、本紙の印刷は、身体

障害者授産施設の「くれたけ

荘」へお願いして発行しまし

た。（事務局 小河原）

全農図書 刊行一覧のお問い合わせは農業委員会へ

明日の農業・農村も拓く 全農図書 申込みは農業委員会へ